

議案第 8 号

かすみがうら市立児童館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

かすみがうら市立児童館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和 3 年 3 月 5 日提出

かすみがうら市長 坪 井 透

かすみがうら市立児童館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

かすみがうら市立児童館の設置及び管理に関する条例（平成 17 年かすみがうら市条例第 94 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条中「第 164 号」を「第 164 号。以下「法」という。」に改める。

第 6 条中「市内に居住」を「法第 4 条に規定」に改め、同条に次のただし書を加える。

ただし、乳児又は幼児にあつては、その保護者が同伴する者に限る。

附 則

この条例は令和 3 年 4 月 1 日から施行する。